

【協議事項①】

受動喫煙防止対策専門部会における部会長の選任について

【御意見を伺いたい事項】

- 受動喫煙防止対策専門部会の部会長について、事務局としては下記2のとおり考えておりますので、御意見を伺います。

1 関係規定

【受動喫煙防止対策専門部会設置要領】

3 組織

- (1) 専門部会は、道民の健康づくり推進協議会の委員及び必要に応じ招集する特別委員で組織する。
- (2) 部会には、委員の互選により部会長を置く。

2 部会長の選任（事務局案） ※昨期と同様

所 属	職	氏 名	任 期
札幌医科大学医学部	教 授	大 西 浩 文	令和4年3月31日まで